

第五十五号議案

江戸川区総合文化センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区総合文化センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区総合文化センターの指定管理者を次のように指定する。

名 称	所 在 地	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
江戸川区総合文化センタ	千代田区永田町二丁目一三番五号 赤坂エイトワンビル三階	グループ 構成員（代表者） サントリー・パブリシティサービス サントリー・パブリシティサー ビス株式会社 代表取締役 眞鍋 清嗣	平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十日まで
渋谷区代々木五丁目四〇番一三号	大阪市中央区南船場二二丁目三番二号	構成員 株式会社共立 代表取締役 原 斎 構成員 イオンドイライト株式会社 代表取締役 堤 唯見	

（説明）

江戸川区総合文化センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。